

東海市告示第41号

令和6年度東海市福祉タクシー等料金助成要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

東海市長 花田勝重

令和6年度東海市福祉タクシー等料金助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障がい者が利用するタクシー（以下「福祉タクシー」という。）又はリフト付福祉タクシー（以下「福祉タクシー等」という。）の利用に対し、その料金の一部を助成することにより、それらの者の属する世帯の経済的負担の軽減及びそれらの者の社会参加の促進を図り、もって福祉の向上に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 福祉タクシーの料金の助成の対象となる者は、本市において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録をされている者（以下「住民登録者」という。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、その者の障がいの程度が1級若しくは2級に該当するもの又は3級に該当する視覚障害、下肢障害若しくは体幹機能障害のあるもの（以下「重度障がい者」という。）。ただし、次項第1号及び第2号に該当する者を除く。
- (2) 愛知県療育手帳制度実施要綱（昭和49年4月1日施行）第7の規定により療育手帳の交付を受けた者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、その者の障がいの程度が1級に該当するもの

- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定により要介護認定を受けた者のうち、要介護1以上と判定された65歳以上の者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 リフト付福祉タクシーの料金の助成の対象となる者は、住民登録者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 常時が床又はこれに準ずる状態にある重度障がい者
 - (2) 車いすを使用している重度障がい者で、リフト付福祉タクシーを利用することが適当と認められるもの
 - (3) 介護保険法第27条の規定により要介護認定を受けた者のうち、要介護3以上と判定された65歳以上のものであって、前項にある福祉タクシー料金の助成を受けていないもの
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 3 前2項の規定にかかわらず、自動車の改造に要する経費の補助を受けて自動車を改造し、かつ、現に当該自動車を使用している者にあつては、福祉タクシー料金又はリフト付福祉タクシー料金の助成の対象としない。

（交付申請）

第3条 福祉タクシーの料金又はリフト付福祉タクシーの料金の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福祉タクシー等料金助成券交付申請書により市長に申請しなければならない。

- 2 前項の場合において、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者にあつては、当該身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定は、この要綱の規定により福祉タクシー料金助成券の交付を受けている者で年度の途中において前条第2項の規定に該当することになったものが、リフト付福祉タクシーの料金の助成を受けようとする場合について準用する。この場合において、第1項中「福祉タクシーの料金又はリフト付福祉タクシーの料金」とあるのは「リフト付福祉タクシー料金」と、「福祉タクシー等料金助成券交付申請書」とあるのは「福祉タクシー等料金助成券切替申請書」とする。
- 4 前項の規定による申請をする場合においては、現に交付を受けている福祉タクシー料金助成券の未使用分を前項の申請書に添付しなければならない。

(交付)

第4条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、福祉タクシー料金助成券又はリフト付福祉タクシー料金助成券（以下「助成券」という。）の交付を決定し、その旨を申請者に通知するとともに、助成券を交付するものとする。

(助成額等)

第5条 福祉タクシーの料金又はリフト付福祉タクシーの料金の助成額は、助成券1枚につき障がい者割引後の初乗料金に相当する額とする。ただし、助成券を2枚使用する場合は、初乗り運賃の2倍額と該当運賃のいずれか低い方の額を助成額とする。

2 助成券の使用枚数は、福祉タクシーは1乗車につき2枚まで、リフト付福祉タクシーは1乗車につき1枚とする。

3 助成券の交付枚数は、1年度につき24枚とする。ただし、第3条第3項の規定による申請の場合にあっては、同条第4項の規定により申請書に添付された未使用分の福祉タクシー料金助成券の枚数とする。

(利用できる福祉タクシー等)

第6条 第4条の規定により助成券の交付を受けた者（以下「受給者」という。）が助成券を利用して乗車することのできる福祉タクシー等は、市長の指定するタクシー業者のものとする。

(福祉タクシー等の利用方法)

第7条 受給者は、福祉タクシー等を利用するときは、助成券1枚又は2枚を運転手に渡すものとする。

(助成方法)

第8条 福祉タクシー等の料金の助成は、第6条のタクシー業者又は当該業者から福祉タクシー等の料金の徴収について委任を受けた者（以下「請求者」という。）が受給者から受け取った助成券を添えて市長に請求書を提出した場合に、当該請求者に対して第5条の助成額を支払うことにより行うものとする。

(紛失等の届出)

第9条 受給者は、助成券を紛失し、破損し、又は汚損したときは、福祉タクシー等料金助成券紛失・破損・汚損届により市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出が破損又は汚損の場合は、受給者は、当該破損し、又は汚損した助成券を添えなければならない。

3 前項の規定により、第1項の規定による届出に添付された助成券が未使用分の助成券と確認できる場合は、市長は、当該破損し、又は汚損した助成券の枚数分の助成券を再交付することができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 受給者は、助成券を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第11条 市長は次の各号のいずれかに該当する場合は、助成券の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成券の全部若しくは一部を返還させることがある。

(1) この要綱又は交付決定に付けた条件に違反したとき。

(2) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき又は受給者が死亡したとき。

(3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は助成券の利用に関し不正の行為があったとき。

(4) 年度末において、利用しなかった助成券があるとき。

(5) 令和6年度東海市身体障がい者用自動車改造費補助金交付要綱（令和6年東海市告示第37号）の規定による補助金の交付を受けることとなったとき。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。